

平成 28 年度 山陰海岸ジオパーク保護保全活動支援事業概要

～ジオパークを守る活動支援事業～

1 趣旨

山陰海岸ジオパークの貴重な地形・地質、自然環境の保護保全を図るため、ジオサイト内の主な見所で地域団体等が行っている清掃活動や自然環境の再生・維持活動等の保護保全活動を支援し、活動の継続、拡大あるいは新たな活動の立ち上げのきっかけになるように、また、地元関係者の保護・保全活動に対して、遠方からの参加者（サポーター）への支援を行うため、補助制度を設ける。

※ジオサイト内の主な見所は別紙一覧のとおり。

2 補助要件

(1) 補助対象とする団体

山陰海岸ジオパークのジオサイト内の主な見所で保護保全活動を行う団体（個人は対象外）
ただし、次の団体は除く。

- ① 政治活動や特定宗教に関する活動を目的とした団体
- ② 暴力団、暴力団員若しくは暴力団員の統率下にある団体
- ③ 行政団体（但し、学校は除く）
- ④ 自治会等（但し、生活エリア以外のジオサイトを対象に実施する清掃活動は除く）
- ⑤ 地元観光経済関係団体
- ⑥ 総会等で、事業報告、決算報告等がなされていない団体

(2) 補助対象事業の区分

補助対象事業については、次の2つの区分で補助を行う。

- ① 地元団体保護・保全活動補助
地元の団体による、保護・保全活動全般を対象とする。
- ② 外部団体保護・保全サポーター補助
地元の団体が企画・実施する保護・保全活動に、遠方（概ね片道 50km 以遠）、あるいは、山陰海岸ジオパーク外から、から、概ね 15 名以上で参加協力する際の移動にかかる費用を対象とする。

3 補助対象となる活動

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日の間に山陰海岸ジオパークのジオサイト内の主な見所で行う次の活動を対象とする。

- ① 清掃活動
 - ② 自然環境の再生・維持活動
 - ③ 巡視活動
 - ④ 遊歩道等の整備・補修活動
 - ⑤ 希少な動植物の保護活動
 - ⑥ 保護保全のための P R ・調査研究活動
- ただし、次の活動は対象外とする。
- ア) 収益を得ることを目的とした活動
- イ) 宗教又は政治活動を目的とした活動

(3) 補助対象となる経費

① 地元団体保護・保全活動補助

区 分	説 明
謝金	事業の遂行に必要な専門的な指導・助言等を受けるために、樹木医等の専門家に謝礼として支払われる謝金
消耗品費	軍手、ゴミ袋などの消耗品の購入経費
燃料費	草刈機、チェーンソーなどの燃料代
印刷製本費	調査研究の報告書や活動を広く P R するためのチラシ等の印刷経費
食糧費	活動に伴うお茶代（延参加人数×150（円）を限度とする）

保険料	傷害保険や賠償責任保険の掛金など
手数料	ごみの処分にかかる手数料など
使用料・賃借料	レンタル機器などの借上げ料、会場使用料など
原材料費	補修材料などの購入に要する経費
備品購入費	替刃、鎌、火ばさみなどの消耗品や、草刈機、チェーンソーなど備品（比較的長期の反復使用に耐える物品をいう）の購入経費

※備品購入費については、全体の補助対象事業費の2分の1以内の金額を限度とする。

②外部団体保護・保全サポーター補助

使用料・賃借料	移動にかかるバス代（運送事業を営むバス会社）、レンタカー事業者からの車両借り上げ費用及び通行料、又は、公共交通機関の乗車等代金
---------	---

(4) 補助金額

①地元団体保護・保全活動補助

補助率：定額

補助上限：1団体あたり5万円

②外部団体保護・保全サポーター補助

補助率：1/2

補助上限：1団体あたり10万円

予算額：合わせて100万円（平成28年度）

4 申請期間

平成28年4月1日（金）から平成28年12月28日（土）まで順次受付

申請書の配布、受付は下記の窓口で行うほか、山陰海岸ジオパーク推進協議会のホームページ（<http://sanin-geo.jp/>）からダウンロードすること。

提出先	住所	電話番号
山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局	兵庫県豊岡市中陰376-14 （兵庫県 仮設中陰卸団地庁舎）	0796-26-3783
京丹後市商工観光部観光振興課	京都府京丹後市網野町網野353-1	0772-69-0450
豊岡市環境経済部大交流課	兵庫県豊岡市中央町2番4号	0796-21-9016
香美町観光商工課	兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1	0796-36-3355
新温泉町商工観光課	兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1	0796-82-5625
岩美町商工観光課	鳥取県岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1416
鳥取市経済観光部鳥取砂丘・ジオパーク推進課	鳥取県鳥取市尚徳町116	0857-20-3036

5 手続きの流れ

(1) 申請

補助を受けようとする者は、事業着手前に補助金交付申請書に必要書類を添えて、山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局または各市町の担当窓口へ提出する。なお、申請は1団体につき年1回を限度とする。

《申請に必要な書類》

補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式別3-1号）

※補助要件の確認に必要なため、団体の総会資料（決算のわかるもの）をご提出ください。

提出が困難な場合は別途ご相談ください。

(2) 交付決定

山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局は、交付申請のあった事業が適切と認められる場合は、申請者に対し交付決定通知を行う。

なお、予算決議前に申請を受理した場合は、予算決議の結果により内容を変更する旨を明示した上で、申請者に対し交付の内示を行い、予算決議成立後に改めて交付決定を行う。

(3) 実績報告

事業終了後2週間以内に、補助金実績報告書に領収書の写しと活動したことがわかる写真や作成物を添付して申請書の提出先へ提出する。

《実績報告に必要な書類》

補助金実績報告書（様式第9号）、事業実施報告書（様式別3-2）、領収書の写し、当該補助金を受けて活動したことがわかる写真等

（4）補助金請求・支払い

補助金額確定後、補助金請求書（様式第11号）を申請書の提出先へ提出する。

支払方法は、振込払とする。なお、支払いは精算払のみとし、概算払は行わない。

6 その他の事項

- （1）本事業の助成を受けた活動を実施するときは、山陰海岸ジオパーク推進協議会が作成したのぼり旗（市町から貸与）を設置し、活動中の写真に収め、実績報告に合わせプリントアウトした物とデータについて提出すること。
- （2）本事業で購入した備品には、「山陰海岸ジオパーク推進協議会助成備品」のシールを貼り、適正に管理すること。但し、替刃、鎌、火ばさみなどの消耗品については除く。シールは、山陰海岸ジオパーク推進協議会より支給する。
- （3）本事業の予算で作成した印刷物（チラシなどの案内含む）やウェブサイトには、「山陰海岸ジオパーク保護保全活動支援事業の助成により作成」等の記載を行うこと。
- （4）本事業で購入した備品を処分する必要がある場合は、その取扱いについてあらかじめ協議すること。但し、替刃、鎌、火ばさみなどの消耗品については除く。
- （5）活動中の写真は、山陰海岸ジオパークのホームページなどで紹介することがある。また、ホームページを開設している団体や広報誌を発行している団体にあつては、本事業の助成を受けた活動で取組んだ旨を掲載するよう心掛けること。
- （6）決算報告において、本事業の助成を受けたことを明記すること。（前年度に、本事業の助成を受けている場合は、申請にあたり、添付を求めることがある。）
- （7）補助金の交付は、1団体につき、補助対象事業の区分に応じ、それぞれ年間1件とする。
- （8）補助金の交付にあつては、同一エリア、または、同一事業と見なされる活動については、1団体に対してのみ支援する。